

事務所だより

第3号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「ねんきん定期便」で将来の年金額がわかる?!(第2回)

「ねんきん定期便」の「ポイント」は押さえておきたいポイントー!

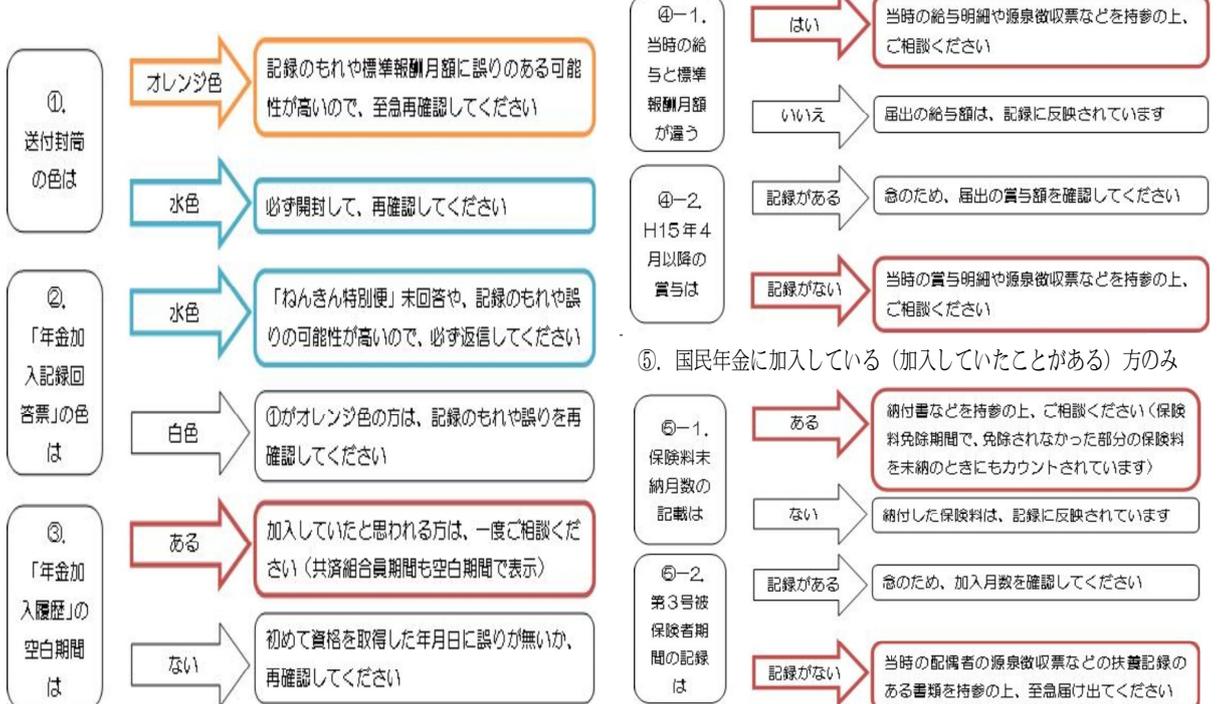
「ねんきん定期便」が郵送されてきたら、必ず確認しておきたいポイントは、次の5つです。
(図1参照)
①. 送付封筒の色は、何色が
オレンジ色と水色の2色があります。特にオレンジ色の送付封筒は、社会保険庁が年金加入記録のもれや標準報酬月額に誤りのある可能性が高いと判断した方です。加入記録をよく確認してください。

②. 「年金加入記録回答票」の色は、何色が
水色と白色の2色があります。特に水色の回答票が同封されていた場合には、もれや誤りが無い場合でも必ず返信してください。
③. 「年金加入履歴」の空白期間(未加入期間を含む)が記載されていないか
共済年金の加入期間は、空白になります。でも、未加入期間に心当たりの無い方は、記録がもれている可能性がりますので、早急に「年金加入記録回答票」で回答してください。
④. 厚生年金保険に加入している(加入していたことがある)方のみ
一. 勤務当時の給与よりの、極端に低い標準報酬月額が

記載されていないか
最高標準報酬月額は数年ごとに変更されていますので、当時の標準報酬月額等
二. 平成15年4月以降に支給された賞与が記載されているか
賞与を支給されたのにもかかわらず記録がもれている場合は、早急に「年金加入記録回答票」で回答してください。
⑤. 国民年金に加入している(加入していたことがある)方のみ
一. 保険料の未納月数が記載されていないか
「これまでの国民年金保険料の納付状況」に『未納』と記載されているか、確認してください。
二. 会社員の扶養配偶者(第3号被保険者)になっていた期間は、記載されているか

記載されていないか
最高標準報酬月額は数年ごとに変更されていますので、当時の標準報酬月額等

(図1) チェックポイント5項目



届出を忘れていた場合は、早急に社会保険事務所へ申し出て下さい。

次回は、「ねんきん定期便」の表紙(住所・氏名が印刷されている用紙)に関するQ&Aを掲載いたします。

二ヶ月間も労働時間にあたります

◆飲食店で就労時に、制服を貸与し、全員着用を義務付けている場合の着替える時間は？！

判例などでは、①その行為が業務を行なう上で必要不可欠であること ②その行為が使用者の指揮命令下で拘束強制的に行なわれていること

の要件を満たす場合に“労働時間”として扱われます。

①は、法令上義務づけられている作業着への着替えや、

社内規則や慣習で義務づけられている制服への着替えをい

います。②は、業務の準備行為を事業所内で行なうことを

義務づけられたときに、使用者の指揮命令下にあるとして

◆飲食店の開店前の準備と閉店後の後片付けの時間は？！

自発的に準備や後片付けをしている場合は、労働時間にはあたりません。先ほどと同様

に、業務を行う上で必要不可欠であり、使用者の指揮命令

下にある場合は、『労働時間』として扱われます。

◆飲食店のお客様待ちの時間は？！

いつでもお客様が来られたときに対応できる状態であれば「手待ち時間」にあたりま

Q お店で約1年前からアルバイトを雇っていますが、最近になって「有給休暇をとりたい」と言ってきました。アルバイトにも有給休暇があるのですか。

アルバイトの年次有給休暇について

A 労働基準法では、通常の労働者に比べて短い就労者(いわゆるパート・アルバイト)にも、一定の条件を満たした労働者に年次有給休暇を付与しなければならないと定めています。

一定の条件とは、

- ・雇入れの日から継続して6カ月勤務している
・全労働日の8割以上出勤している・・・ことです。

今回お尋ねのアルバイトの方は、週の所定労働時間や週の所定労働日数が不明のため付与日数が断定できませんが、下の図表を参考の上、付与日数を確認して下さい。

Table with columns: 週所定労働時間, 週所定労働日数, 1年間の所定労働日数(※), 雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数 (6カ月, 1年6カ月, 2年6カ月, 3年6カ月, 4年6カ月, 5年6カ月, 6年6カ月). Rows include 30時間以上 and 30時間未満 categories.

(※) 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

- 10日 ○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)
○労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)
31日 ○厚年保険料の納付

八月の労務手続
提出先・納付先
「事務所だより」の内容に関するご質問やご要望がございましたら、左記までご連絡ください。

す。例えば、お店の奥で椅子に座ってお茶を飲んでいたりしても、お客様が来られた時に接客する場合は、手待ち時間となります。休憩時間とは、その時間を自由に利用させなければなりません。
いつたん従業員とトラブルになれば、たとえ「掃除は自主的にしているだけ」とか「休憩しているようなもの」と主張しても、『労働時間』として、場合によっては“時間外労働”となり、通常の賃金の25%増を支払うことにもなりかねません。一度、職場の状況に応じて労働時間を見直してみましよう。

藤田社会保険労務士事務所
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408
TEL・FAX 075-571-8611
E-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com
編集後記
暑中お見舞い申し上げます。衆議院が解散され、いよいよ選挙に向けて動き出しました。どの政党が与党となるにしても、まずは現状を打開し、みんなが暮らしやすい方向へ導いてくれることを願っています。

- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「社会保険事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」